

地方公共団体におけるアナログ規制の見直しに係る課題調査事業
公募要領

令和5年2月24日
デジタル庁

第1 本公募の背景

デジタル臨時行政調査会においては、国民ひとりひとりがデジタル社会の恩恵を一層実感できるようにする観点から住民生活に密接に関連する行政サービスを担う地方公共団体におけるアナログ規制等の見直しとデジタル技術の活用が取組が重要であるため、地方公共団体のこうした自主的な取組を支援することとしています。具体的には、デジタル臨時行政調査会が国の法令について実施したアナログ規制の点検・見直しの考え方や地方公共団体における取組の手順案等について、デジタル庁において「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第1.0版】」として取りまとめ、令和4年11月18日に公表するとともに、全国の地方公共団体に取組実施の検討を求めているところです。

今後、より一層、地方公共団体におけるアナログ規制の見直しとデジタル技術実装の取組を後押しするため、地方公共団体のアナログ規制の見直しに係る具体的な制度的課題・技術的課題等を、意欲ある地方公共団体とともに検討し、デジタル庁において整理することを通じて、全国の地方公共団体において優先的に取り組まれるべき事項を明らかにすることが望ましいと考えられます。

このため、地方公共団体のアナログ規制の見直しに係る具体的な課題等を調査・分析し、解決策やその効果を検討し、これにより地方公共団体におけるデジタル改革のモデルケースを創出することを目的として、デジタル庁において調査研究事業を実施することとします。

つきましては、本事業の趣旨を御理解いただき、具体的な検討に御協力いただける地方公共団体（以下「モデル自治体」という。）の公募を行います。

なお、採択されたモデル自治体のアナログ規制の調査・分析に係る作業の一部は、外部の事業者において実施することを想定しており、当該調査・分析を請け負う事業者（以下「受託事業者」という。）の調達はデジタル庁が実施し、委託等契約を締結する予定です。

第2 公募の概要

1 対象団体

本事業の趣旨に賛同し、アナログ規制の見直し等に意欲・関心のある地方公共団体（都道府県及び市町村（特別区を含む。）。以下同じ。）

なお、第3.1.(1)記載のとおり、複数の地方公共団体が共同で応募することも可とします。

2 事業内容

採択されたモデル自治体、デジタル庁及び受託事業者において調整の上、当該団体において特に見直しの検討が必要と考える規制・業務分野について、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）や「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル【第1.0

版】」（令和4年11月18日）に示した考え方を参考とし、アナログ規制（条例・規則等）の点検（洗い出し）を実施し、見直し案を検討するとともに、見直しによって導入可能となる技術の検討、技術代替した場合の効果等について整理することとします。

なお、上記の検討に当たっては、モデル自治体、デジタル庁及び受託事業者で適宜、作業を分担することとし、必要に応じて有識者や関連企業、関係省庁にも協力を求めることを想定しています。

3 公募要件

以下の要件を全て満たすこと。

- ・業務の効率化と住民サービスの向上を目指し、積極的・自発的に規制の見直しやBPRの実現に向けて取り組むこと。
- ・デジタル庁及び受託事業者と連携を密にし、制度的課題・技術的課題等の調査・分析や、解決策の検討に協力すること。
- ・本事業に採択された際には、提出された応募申請書、参考資料等に記載された、地方公共団体における各種計画、戦略、方針や、実施している事業の概要等について、あらかじめデジタル庁と地方公共団体との調整の上で公表される（例えば、「地方公共団体における規制の点検・見直しマニュアル【第1.0版】」の改訂版における、地方公共団体での取組、として資料に含める）ことやその作業のために受託事業者を提供すること、また、デジタル庁における本件施策の効果検証に関して協力やデータ提供を求める可能性があることに了承すること。
- ・本事業に採択された際には、デジタル庁の求めに応じて受託事業者が行う報告書の策定に協力すること。当該報告書は、実施体制や実施スケジュール、整理した課題事項、検討結果等を含むものとし、報告書はデジタル庁 Web ページ等で公開する場合がある。なお、詳細は別途調整する予定。
- ・採択されたモデル自治体は、デジタル庁の実施する「地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアル」の改訂に協力すること。なお、前項の受託事業者が行う報告書の内容については、改訂内容の一部となる可能性がある。
- ・本事業の終了後に、デジタル庁が行う規制の見直しに係る進捗状況の調査等に協力すること。
- ・デジタル庁及びデジタル庁が指定する者による採択団体への現地調査を受け入れること。

4 採択団体数

計 10 団体程度

※ ①都道府県、②政令市、③市町村（政令市を除く。）から数団体ずつを想定

第3 応募手続

1 応募手続

(1) 応募者

地方公共団体

なお、複数の地方公共団体が共同で応募することも可とする。その場合は、幹事となる地方公共団体を定めた上で、当該地方公共団体が事業提案書を提出すること。

(2) 応募に必要な資料

本事業において、以下の内容を含む応募申請書を提出すること。

応募申請書の必要的記載事項については以下のとおり。

- ・公募団体名
 - ・公募団体代表者氏名
 - ・公募団体担当者名（所属・役職・氏名）及び連絡先（電話・メールアドレス）
 - ・アナログ規制の見直しに係る取組状況
 - ・本事業において検討の対象としたい業務分野等
- ※業務分野の例として「消防・防災」、「医療・福祉・健康」、「子育て」、「環境」、「農林水産業」、「土木・インフラ」を想定。
- ・事業参加を希望する理由
 - ・その他特筆すべき事項

また、事業に関連する、公募団体における各種計画、戦略、方針、組織体制等を補足資料として必要に応じて提出すること。なお、公開資料等、既存資料を適宜活用して構わないが、その場合は、各要素がどの箇所に該当するかを明記すること。

(3) 提出期限

3月17日（金）23時59分

(4) 提出方法

- ・提出書類(応募申請書及び補足資料)は、日本語で作成し、第5に記載する連絡先に電子メールにより提出すること。
- ・送信メール件名は「公募団体の名称（例：〇〇県〇〇市）公募申請書（地方公共団体におけるアナログ規制の見直しに係る課題調査事業）」とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が10MBを越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。
- ・メール受領後、申請者に対してメールにより受領確認を送信する。送信後、3開庁日を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて照会すること。

2 委託候補事業の採択

(1) 選定方法

書面審査に基づき、選定し、採択する。なお、(3)に記載のとおり、選定に際し、応募者に対して追加資料の提出、ヒアリングや、提出内容の修正等を求める場合がある。

(2) 選定のポイント

選定に当たっては、主に以下の項目に基づき、総合的に評価を行う。なお、以下に挙げた項目以外の要素を追加した提案を行うことを妨げない。

- ① 遂行能力
 - ・本事業を遂行するために必要な人員・体制が構築されているか（予定を含む。）。
 - ・本事業を実施するため、関係部署・機関、（複数の地方公共団体と共同で応募する場合）他の地方公共団体等との連携・協力体制が構築されているか（予定を含む。）。
 - ② アナログ規制の見直しやデジタル技術の活用に対する関心の高さ
 - ③ その他
 - その他特筆すべき応募内容があるか。
- (3) 選定における補足事項
- 選定は提出された申請書に基づいて行うが、必要に応じて、追加資料の提出等を依頼し、又はヒアリング等を実施することがある。
- また、採択するモデル自治体の選定に当たっては、当該団体の規模や調査分析の対象とする規制・業務分野等について、他の応募団体とのバランスを考慮することが想定される。
- (4) モデル自治体の採択
- デジタル庁は、モデル自治体の採択に当たっては、当該団体に対して速やかにその旨通知する（3月下旬～4月を想定）。

第4 事業スケジュール

委託事業の実施スケジュールについては、概ね以下のとおりを想定している。ただし、諸事情により変更することがある。

- ・令和5年2月下旬 モデル自治体の公募
- ・令和5年3月下旬～4月 モデル自治体の内定
- ・令和5年4月 本調査研究に係る事業委託を請ける事業者の決定、
委託契約締結、本事業開始
- ・令和5年9月 中間報告
- ・令和5年11月 検討結果の取りまとめ

第5 公募要領に関する問合せ先・応募資料提出先

デジタル庁

担当者 小林、吉原、吉澤、北垣、高橋

所在地 東京都千代田区紀尾井町 1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町 20 階

メール rincho-local@digital.go.jp

電話 03-6771-8259、8288、8289

※ 本公募に関する不明点、相談事項等がございましたら、上記連絡先までお問い合わせください。オンラインでの御説明等も、要望に応じ、実施を検討いたします。